

# 第490回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時 令和2年10月30日（金）午前9時55分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

## 1 出席者

公益代表委員	杵崎のり子、下山 朗、多田 実、深水麻里
労働者代表委員	北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山本 勝、渡邊 茂
使用者代表委員	上村賢司、小西克美、当麻和重、西田雅彦
事務局	川村労働局長、恒吉労働基準部長、渡邊賃金室長、 梅澤室長補佐、北岡賃金調査員

## 2 審議事項

- (1) 奈良県特定最低賃金改正の審議結果の報告及び答申について
- (2) 奈良県特定最低賃金の発効までの流れについて
- (3) その他

## 3 主要経過・審議結果

### 【梅澤補佐】

定刻より少し早いのですが、令和2年度第5回目の奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございます。本日は、伊東委員と柴田委員が所用によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、多田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

### 【多田会長】

本日は御多忙中のところ、ご出席いただきありがとうございます。

只今から、第490回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名人を指名いたします。

労働者側は、水谷委員

使用者側は、西田委員

よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。議題（1）「奈良県特定最低賃金改正の審議結果の報告及び答申について」でございます。

ご承知のとおり、本年8月5日に奈良労働局長から奈良県特定最低賃金の改正決定の諮問を受けまして、それぞれ専門部会を設け、ご審議いただいたところであります。

すべての専門部会におきまして結論が得られたようですので、各部会長から審議経過と結果について報告をお願いすることにいたします。

それでは、まず、「奈良県一般機械器具製造業」について、部会長の伊東委員が本日はご欠席ですので、部会長代理である杵崎委員からご報告をお願いいたします。

### 【杵崎部会長代理】

それでは、奈良県一般機械器具製造業最低賃金専門部会での審議経過等についてご報告いたします。

お手元の資料No.1の報告書（写）をご参照いただければと思います。

奈良県一般機械器具製造業最低賃金につきましては、第1回目の専門部会を10月5日に開催いたしまして、部会長及び部会長代理を選任した後、事務局から最低賃金基礎調査結果その他諸々の資料の説明を受けました。

そして、関係労使委員から、それぞれの業界の賃金実態や業界の実情等についての意見を述べていただいた後、金額等の審議に入りました。

金額等の審議では、最低賃金額について、公益と労使双方との個別協議を行いました。

最低賃金額については、労使の考え方や金額に開きがありましたので、10月8日に第2回専門部会を開催し、公益と労使双方との個別でそれぞれ協議を重ね、全会一致での結審を目標に審議を進めましたが、労使の意見は一致を見るには至らず、第2回専門部会で公益案をお示しして採決いたしましたところ、賛成多数で公益案により決定をいたしました。

金額につきましては、時間額898円。現行時間額に対して1円の引上げ、率にして

0. 11%の引上げとなっております。

以上のとおりご報告いたします。

### 【多田会長】

ありがとうございました。

只今の報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、本審議会の結論といたしまして、資料No.1の「奈良県一般機械器具製造業専門部会」の報告書のとおり答申することとしてよろしいかどうか、会長を除く出席委員で採決を採りたいと思います。

まず、賛成の方は挙手をお願いいたします。

### 【公益委員3名、労働者側委員5名が挙手】

賛成8名ですね。

「反対の方」、挙手をお願いいたします。

### 【使用者側委員4名が挙手】

反対4名ですね。

会長を除く出席委員の過半数が賛成となりましたので、この報告書の内容を本審議会の結論といたします。

続きまして、「奈良県電機関係製造業」につきまして、部会長の深水委員からご報告をお願いいたします。

### 【深水委員】

それでは、奈良県電機関係製造業最低賃金専門部会での審議経過等についてご報告いたします。

お手元の資料No.2の報告書（写）をご参照いただければと思います。

奈良県電機関係製造業最低賃金につきましては、10月1日に第1回目の専門部会を開催いたしまして、部会長及び部会長代理を選任した後、事務局から最低賃金基礎調査結果その他諸々の資料の説明を受けました。

そして、関係労使委員からそれぞれの業界の賃金実態や業界の実情等についてご意見を述べていただいた後、金額等の審議に入りました。

金額等の審議では、最低賃金額について、公益と労使双方との個別協議を行いました。

最低賃金額の改正については、労使の考え方や金額に開きがありましたので、10月1日の他、8日、16日、21日の合計4回専門部会を開催し、公益と労使双方との個別でそれぞれ協議を重ねました。その結果、公益案を示すことなく労使双方の意見が一致し、全会一致で決定いたしました。

金額につきましては、時間額 883 円、現行時間額に対して 1 円の引上げ、率にして 0.11% の引上げとなっております。

以上のとおりにご報告いたします。

### 【多田会長】

ありがとうございました。

只今の報告につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

特にないようですので、本審議会の結論といたしまして、資料 No. 2 の「奈良県電機関係製造業専門部会」の報告書のとおり答申することとしてよろしいかどうか、会長を除く出席委員で採決を採りたいと思います。

まず、賛成の方は挙手をお願いいたします。

### 【公益委員 3 名、労働者側委員 5 名、使用者側委員 4 名が挙手】

賛成 12 名ですね。

念のため、「反対の方」挙手をお願いいたします。

### 【挙手なし】

反対の方はおられませんね。

会長を除く出席委員の全員が賛成となりましたので、この報告書の内容を本審議会の結論としたします。

最後に、「奈良県自動車小売業」についても、部会長である私からご報告いたします。

それでは、奈良県自動車小売業専門部会での審議経過等についてご報告いたします。

お手元に資料 No. 3 として報告書（写）をご参照いただければ幸いです。

奈良県自動車小売業最低賃金につきましては、9 月 24 日に第 1 回目の専門部会を開催いたしまして、部会長及び部会長代理を選任した後、事務局から最低賃金基礎調査結果等の資料の説明を受けました。

そして、関係労使委員からそれぞれの業界の賃金実態や業界の実情等につきまして意見を述べていただき、金額等の審議に入りました。

金額等の審議では、最低賃金額について、公益と労使双方との個別協議を行いました。

最低賃金額につきましては、労使の考え方や金額に開きがありましたので、10 月 7 日、同月 16 日に専門部会を開催いたしまして、最低賃金額の改正について公益と労使双方との個別でそれぞれ協議を重ねました結果、公益案をお示しすることなく労使双方の意見が一致し、全会一致で決定をいたしました。

金額につきましては、時間額 885 円、現行時間額に対して 1 円の引上げ、率にして 0.11% の引上げとなっております。

以上のとおりにご報告いたします。

只今の報告について、ご意見、ご質問はございますか。

特にないようですので、本審議会の結論といたしまして、資料 No. 3 の「奈良県自動車

小売業専門部会」の報告書のとおり答申することとしてよろしいかどうか、会長を除く出席委員で採決を採りたいと思います。

まず、賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【公益委員 3 名、労働者側委員 5 名、使用者側委員 4 名が挙手】**

賛成 1 2 名ですね。

念のため、「反対の方」挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

反対の方はおられませんね。

会長を除く出席委員の全員が賛成となりましたので、この報告書の内容を本審議会の結論としたします。

各専門部会の部会長をはじめ、各委員の皆様、大変ご苦勞様でありました。

続きまして、答申文の検討に入ります。事務局の方で答申文を準備していただいているようですので、配付して読み上げてください。

**【事務局：答申文（写）を各委員に配付】**

**【渡邊室長】**

それでは、答申文を読み上げます。

令和 2 年 1 0 月 3 0 日

奈良労働局長

川村 徹宏 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 多田 実

奈良県特定最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 2 年 8 月 5 日付け奈労発基 0 8 0 5 第 1 号をもって、貴職から諮問のあった下記の最低賃金について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 から別紙 3 のとおりの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第 2 号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、  
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金  
(令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号)

奈良県自動車小売業最低賃金  
(令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号)

別紙1

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、組線、巻線、かしめ、穴あけ、組付け又は取付け、切断、軽易な運搬、目視による部品の選別又は検査の業務

ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務

4 前号の労働者にかかる最低賃金額

1時間 898円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、切断、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、軽易な運搬、袋詰め、箱詰め又は電線被覆はく離、目視による部品の検査の業務

ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 883円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

奈良県自動車小売業最低賃金

- 1 適用する地域  
奈良県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。))を除く。  
以下同じ。)、当該産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社  
(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限  
る。)を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得申のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ 洗車又はワックスかけの業務
    - ハ 塗装におけるマスキングの業務
    - ニ 駐車場内整理又は納車引取りの業務
    - ホ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗  
品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な  
業務
    - ヘ レジ打ち、品出し、在庫整理の業務
    - ト 一台積車両運搬車を用いた事業拠点間の車両移動の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 885円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

以上でございます。

**【多田会長】**

ありがとうございます。

只今の答申文につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

特にないようですので、この内容で奈良労働局長に答申することといたします。

**【会長：答申文を局長に手渡す】**

**【川村局長】**

局長の川村でございます。

只今、多田会長から本年度の奈良県特定最低賃金改正決定についてのご答申をいただきました。

本年度の審議に当たりましては、申出のございました3つの産業の奈良県特定最低賃金につきまして、新型コロナウイルス感染症の経済活動、生活への影響による厳しい状況が続く中、委員の皆様のご理解とご尽力により改正決定いただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

只今ご答申いただきました奈良県特定最低賃金につきましては、年内の発効に向け、所定の手続きを進めてまいります。

今後、私ども奈良労働局といたしましては、改正いたします奈良県特定最低賃金額等の周知と履行確保に関し、万全を期してまいりたいと考えております。つきましては、皆様方のご協力もいただければ幸いです。

以上、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本年度のご審議、誠にありがとうございました。

### 【多田会長】

それでは続きまして、議題（2）「奈良県特定最低賃金の発効までの流れについて」の審議に入ります。

これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

### 【渡邊室長】

本日、最低賃金審議会のご意見を提出いただきましたので、今後の流れについてご説明いたします。最低賃金法では、第11条第1項で、「審議会から意見の提出があったときは、その意見の要旨を公示しなければならない」と規定されており、さらに同条第2項では、「公示のあった日から15日以内に異議を申し出ることができる」とされております。

これは、最低賃金の決定について関係労使の意見を十分に反映させる観点から、専門部会の審議等の手続きを経てもなお一部の関係労使が当該意見に対して異議を持つことがあり、これを無視してそのまま決定することが妥当でない場合もあり得ることを考慮したものでございます。

この手続きを経ないと、労働局長が最低賃金を決定することができないこととなっておりますので、本日の審議会終了後に、異議申出に係る意見要旨の公示を行います。

異議申出期間につきましては、本日から11月16日（月）までとなり、この間に異議申出がございましたら、異議申出についての意見を求めるために、本審を開催することとなります。

異議申出がございました場合は、11月17日（火）午前10時から、こちらの奈良労働局別館会議室におきまして開催することとなりますので、日程の確保をお願いいたします。

なお、所定の手続きが順調に進みましたら、12月1日（火）に官報公示、そして、官報公示の30日後の12月31日（木）に効力発生となります。

以上でございます。

### 【多田会長】

ありがとうございます。

只今の事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

特にないようですので、事務局の説明にありましたように、異議申出があれば、次回の本審は11月17日（火）午前10時から、ここ別館会議室で開催することといたします。異議申出があった場合には、事務局から開催の案内をしていただきますので、出席のほどよろしくお願いいたします。

それでは、11月17日に本審を開催する場合、審議会の公開・非公開につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

### 【渡邊室長】

ご説明いたします

審議会の運営規程第6条では、「審議会は原則として公開とする。ただし、『個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合や、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合』は、非公開とすることができる。」とされております。

ご参考までに申し上げますと、本年度の地域別最低賃金の異議審につきましては非公開で開催しております。

以上でございます。

### 【多田会長】

ありがとうございました。ご承知のように、例年、異議申出がある地域別最低賃金の異議審を「非公開」としている理由は、異議の申出に対する審議という性格上、特に委員としての率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるということを考えているためです。

そのような点を踏まえて、皆様にお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。特に積極的に「公開すべし」というご意見がございましたらお伺いします。

特にないようですので、地域別最低賃金の異議審にならしまして、仮に異議申出がございました場合に開催する審議会は、「非公開」といたします。

それでは最後に、議題（3）「その他」に入ります。これにつきまして、事務局から何かありますか。

### 【渡邊室長】

一点ございます。

本日お手元に机上配付いたしました資料の中に、パンフレットがございます。日本弁護士連合会奈良弁護士会様より、『最低賃金を引き上げよう』という趣旨のパンフレットとなっております。会長に内容をご確認いただきまして、この審議会で皆様にお配りさせていただくこととなりました。

以上でございます。

**【多田会長】**

ありがとうございました。以上で議事はすべて終わりましたので、これをもちまして本日の審議会を終了いたします。

皆様、ご苦勞様でした。ありがとうございました。